

宮城県国民健康保険団体連合会

July 2026

No.76

国保だより



IS 663164 / ISO 27001

～宮城県国民健康保険団体連合会は、
ISMSの国際規格「ISO/IEC27001」の
認証取得団体です～

2026年度 診療報酬請求書等提出期限・診療報酬支払予定日

診療報酬請求書等提出期限			診療報酬支払予定日		
提出月	提出協力日	提出期限	支払月	早期支払（※1）	早期支払以外
令和8年7月	9日（木）	毎月10日 ※オンライン請求について、受付・事務点検ASP結果の訂正は12日が提出期限となります。	令和8年7月	21日（火）	30日（木）
令和8年8月	7日（金）		令和8年8月	20日（木）	28日（金）
令和8年9月	9日（水）		令和8年9月	24日（木）	29日（火）
令和8年10月	9日（金）		令和8年10月	20日（火）	29日（木）
令和8年11月	9日（月）		令和8年11月	20日（金）	27日（金）

※1 早期支払の対象となるのは、電子レセプト請求の届出をしている医療機関等です。

※2 その他の支払予定日等は本会ホームページでご確認ください。

- ・主治医意見書作成料、介護給付費 … ホーム>介護保険事業所のみなさまへ>請求支払期日・支払一覧
- ・特定健診・特定保健指導 … ホーム>医療機関のみなさまへ>特定健診・特定保健指導

◎診療（調剤）報酬請求書等の提出協力日等は、上記表に掲載のとおりですので**早期提出にご協力をお願いします。**

- ・事務所内窓口の受付時間は、各日とも午前9時から午後5時までとなります。
- ・郵送又は宅配による提出の場合は、毎月10日の午後5時までに**到着**するように提出してください。
- ・令和8年10月10日は土曜日です。郵便局の普通扱いとする郵便で提出する際はご注意ください。

○お願い

社会保険乳幼児医療費請求書及び助成申請書等は**毎月10日必着**で送付してください。

※10日消印では間に合いません。お早めに発送をお願いします。

※11日以降に届いた書類は、受付できないため返却させていただく場合がございます。

オンライン請求医療機関等に係る各種帳票Web公開日

オンライン請求医療機関等に係る各種帳票は公開期間内に必ずダウンロードしてください。公開期限を過ぎるとダウンロードができなくなりますので、**確定申告等に必要となる書類は大切に保管されますようお願いいたします。**（本会では「支払調書」の発行はございません）

帳票名	オンライン請求システム 帳票格納先	データ形式	帳票公開		
			請求月	公開日	公開期限
返戻レセプト	返戻レセプト	CSV形式	6月	7月5日	9月30日
増減点返戻通知書	各種帳票等 ⇒振込額	PDF形式	7月	8月5日	10月31日
資格確認結果連絡書			8月	9月5日	11月30日
過誤・再審査結果通知書			9月	10月5日	12月31日
過誤調整結果通知書			10月	11月5日	1月31日
国保審査連絡書・国保再審査連絡書			11月	12月5日	2月28日
特別療養費の審査結果			12月	1月5日	3月31日
国保中央会特別審査関係帳票			1月	2月5日	4月30日
診療（調剤）報酬等支払額決定通知書	各種帳票等 ⇒振込額	PDF形式	6月	7月15日	9月30日
支払額決定通知書内訳書			7月	8月15日	10月31日
			8月	9月15日	11月30日
社保乳幼児医療費返戻内訳表			9月	10月15日	12月31日
			10月	11月15日	1月31日
社保乳幼児過誤調整結果通知書			11月	12月15日	2月28日
			12月	1月15日	3月31日
			1月	2月15日	4月30日
増減点連絡書	各種帳票等 ⇒増減点連絡書	CSV形式	6月	7月5日	翌年6月30日
返戻内訳書	各種帳票等 ⇒返戻内訳書		7月	8月5日	翌年7月31日
			8月	9月5日	翌年8月31日
			9月	10月5日	翌年9月30日
			10月	11月5日	翌年10月31日
			11月	12月5日	翌年11月30日
資格確認結果連絡書	各種帳票等 ⇒資格確認結果		12月	1月5日	翌年12月31日
			1月	2月5日	翌年1月31日

振込額データダウンロード配信帳票へのパスワード設定

オンライン請求医療機関等には、オンライン請求システムにより各種帳票を公開していますが、支払額に係る3帳票を管理者のみ閲覧可とするパスワード設定を令和7年7月から開始しています。申請方法等を記載したリーフレット及び申請書については、本会ホームページをご確認ください。

※ホーム＞医療機関のみなさまへ＞お知らせ

＞振込額データダウンロード配信帳票へのパスワード設定について

《3帳票とは》

- ①診療（調剤）報酬等支払額決定通知書
- ②支払額決定通知書内訳書
- ③社保乳幼児診療報酬支払額決定内訳書

支払額決定通知書等の再発行

診療（調剤）報酬等支払額決定通知書等について、万一紛失やダウンロード可能期限を過ぎてしまった場合には、再発行の手続きが必要となります。本会ホームページから「診療（調剤）報酬等支払額決定通知書等再発行依頼書」の様式を印刷し、所要事項を記載の上、本会審査管理課宛てに送付してください。また、送付の際には返信用封筒（医療機関等住所と宛名を記載し、切手を貼付したもの）を同封してください。

なお、依頼書が本会に届いてから発送するまで1週間程度かかります。

※ホーム>医療機関のみなさまへ>支払額決定通知書等の再発行

レセプト提出にあたってのお願い

(1) 給付割合相違に係るレセプト再請求について

給付割合相違で返戻となったレセプトを本会へ再請求する場合には、「給付割合」の訂正と併せて、所得区分に応じた「特記事項欄」や「負担金額欄」の訂正が必要となる場合がございますのでご注意ください。

(2) 特別療養費のレセプト提出について

資格確認書又は資格情報のお知らせ等に係る特別療養費のレセプト提出については、**紙レセプト**での提出となります。

「特別療養費に係る療養についての事務処理について」（昭和63年厚生省保険局通知）により、レセプト上部余白に「**特別療養費**」と朱書きし、**レセプトのみ**提出してください。（総括表及び診療報酬請求書は不要です）

なお、公費併用の場合は取扱いができませんのでご注意ください。

(3) 第三者行為求償事務に係るレセプト提出について

交通事故など第三者の不法行為によるレセプトを提出する際は、特記事項欄に「10 第三」の記載が必要となります。また、第三者行為による治療が終了した場合には、特記事項欄から「10 第三」の表示を削除してください。

令和8年度診療報酬等改定情報について

最新情報は厚生労働省ホームページ(<https://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。

➤厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧→健康・医療
> 医療保険 > 診療報酬関連情報 > 令和8年度診療報酬改定

乳幼児等医療費の請求について

宮城県乳幼児医療費助成等の保険請求方法及び請求先については、以下を参考にしてください。

(1) 乳幼児医療費公費負担事務の手引について

宮城県の公式ホームページ「[子どもの医療費助成制度について](#)」内の「乳幼児医療費公費負担事務の手引」をご確認ください。また、各関係様式（[連記式請求書](#)など）についても宮城県の公式ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 請求方法及び請求先

宮城県内の保険医療機関等（医科、歯科、調剤、訪問看護）

保険	保険者・市町村	請求方法	請求先
国民健康保険	宮城県内の市町村	8 3 公費併用レセプト	<u>国保連合会</u>
	① 宮城県歯科医師国保組合 (043018) 宮城県医師国保組合 (043026) 宮城県建設業国保組合 (043034) 全国土木建築国保組合 (133033)		
	上記①以外の国保組合 全国左官・外装塗装業国保組合 (133231) 全国建設工事業国保組合 (133298) 建設連合国保組合 (233064) 等	乳幼児医療費請求書 (<u>社保用</u>)	
被用者保険	宮城県仙台市以外		
	宮城県仙台市	8 3 公費併用レセプト	支払基金

(3) 乳幼児医療費請求書(社保用)(連記式請求書)の提出方法について

- ①請求書を提出する際は、上から「総括表」、「請求書（ページ順）」の順番に重ねて、**左上を必ずホチキス等で留めて提出**してください。
- ②当月請求分と月遅れ請求分がある場合については、当月の**総括表 1 枚**にまとめて提出してください。
- ③すでに請求済みの請求書を再度請求している事例や、総括表の「総件数」の合計件数と請求書の「ページ合計」の合計件数が一致していない事例がみられますので、提出前にご確認ください。

(4) 乳幼児医療費請求書(社保用)(連記式請求書)の返戻依頼について

返戻依頼については、請求書提出月の 25 日（12 月は 20 日）必着で本会にご提出ください。また、25 日まで間に合わない場合は翌月以降、各市町村へお問い合わせください。

取下げの際は「社会保険乳幼児医療費請求書の返戻依頼」様式（PDF）を使用してください。様式は本会ホームページからダウンロード可能です。

※ホーム > 医療機関のみなさまへ > 診療報酬等請求
> 社会保険乳幼児医療費請求書の返戻依頼様式（PDF）」

ビタミン剤の算定について

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（厚生労働省保険局医療課長・保医発 0305 第6号）第2章特掲診療料第5部投薬第3節薬剤料 F200 薬剤（8）ビタミン剤のウに基づき、医薬品添付文書において重要な基本的注意として「本剤投与において効果が認められない場合、月余に渡って漫然と使用すべきでない」等とされている医薬品については、必要かつ有効と判断できる趣旨の記載にご協力をお願いいたします。

（参考）

診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（厚生労働省保険局医療課長・保医発 0305 第6号）第2章特掲診療料第5部投薬第3節薬剤料 F200 薬剤より一部抜粋

（8）ビタミン剤

ア 「注5」に規定するビタミン剤とは、内服薬及び注射薬をいうものであり、また、ビタミンを含有する配合剤を含むものである。

イ ビタミン剤に係る薬剤料が算定できるのは、医師が当該ビタミン剤の投与が有効であると判断し、適正に投与された場合に限られるものであり、医師が疾患の特性により投与の必要性を認める場合のほか、具体的には、次のような場合をいう。ただし、薬事承認の内容に従って投与された場合に限る。

（イ）患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であることが明らかであり、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合（例えば、悪性貧血のビタミンB12の欠乏等、診察及び検査の結果から当該疾患又は症状が明らかな場合）

（ロ）患者が妊産婦、乳幼児等（手術後の患者及び高カロリー輸液療法実施中の患者を含む。）であり、診察及び検査の結果から食事からのビタミンの摂取が不十分であると診断された場合

（ハ）患者の疾患又は症状の原因がビタミンの欠乏又は代謝障害であると推定され、かつ、必要なビタミンを食事により摂取することが困難である場合

（ニ）重湯等の流動食及び軟食のうち、一分がゆ、三分がゆ又は五分がゆを食している場合

（ホ）無菌食、フェニールケトン尿症食、楓糖尿症食、ホモシスチン尿症食又はガラクトース血症食を食している場合

ウ ビタミン剤に係る薬剤料を算定する場合には、当該ビタミン剤の投与が必要かつ有効と判断した趣旨を具体的に診療録及び診療報酬明細書に記載しなければならない。ただし、病名によりビタミン剤の投与が必要、かつ、有効と判断できる場合は趣旨を診療報酬明細書に記載することは要しない。

発行月： 令和8年7月

発行所： 仙台市青葉区上杉1丁目2番3号

宮城県国民健康保険団体連合会

発行人： 事務局長 早坂敏幸

（審査業務課）TEL：022-222-7075

（審査管理課）TEL：022-222-7074

（情報管理課）TEL：022-222-7170

URL： <https://www.miyagi-kokuho.or.jp>